



長野県 新生児聴覚検査事業のご案内 (赤ちゃんの耳のきこえ(聴覚)の検査について)



生まれてきた赤ちゃんの健やかな成長はみんなの願いです。

しかし、生まれてくる赤ちゃんの1000人のうち1~2人は、生まれつき耳の聞こえに障害を持つと言われていています。

その場合には、早く発見して適切な援助をしてあげることが赤ちゃんの言葉と心の成長のためにはとても大切です。

詳しくは、出産を予定している医療機関におたずね下さい。

【対象者】 希望する方で、原則として出生後入院中に実施します。

【検査費用】 全額自己負担となります。

☆ 「新生児聴覚検査」とはどんな検査ですか？

検査の方法は2種類あります。どちらも赤ちゃんが自然に眠っている間に、数分間で安全に行える検査で、赤ちゃんは何の痛みも感じませんし、副作用もありません。

また、薬も使いません。

1. 自動聴性脳幹反応(自動ABR)

刺激音を聴かせて脳から出る微弱な反応波を検出し、正常な波形と比較することにより、自動的に判定を行う耳の検査です。



2. 耳音響放射(OAE)

耳の穴(外耳道)に小さなスピーカーとマイクのついた小さな器具を耳に入れ、内耳から小さな音が放射されてきたものを記録するものです。

☆ 生まれた赤ちゃん全員が検査を受ける必要があるのですか？

聴覚に障害がある赤ちゃんのうち、半分かうちの赤ちゃんは聴覚の障害以外には外見上何の異常もなく健康です。このため、早期に障害を発見するためには全ての赤ちゃんが検査を受ける必要があります。

☆ 検査の結果が「要再検」であった時は？

もし、検査の結果「要再検」であった場合でも、直ちに耳の聞こえが悪いことを意味するものではありません。検査の時に泣いたり、動きすぎたりしてうまく判定できなかった可能性もありますので、さらに詳しい聴力検査を受けていただくことが必要です。

主治医の先生からお話をお聴きください。

☆ 検査に「パス」した場合は、一生、耳の聞こえの心配はありませんか？

検査にパスした赤ちゃんの場合にも、成長の過程で中耳炎やおたふく風邪など後になって耳の聞こえが悪くなる場合もあります。主治医にご相談ください。

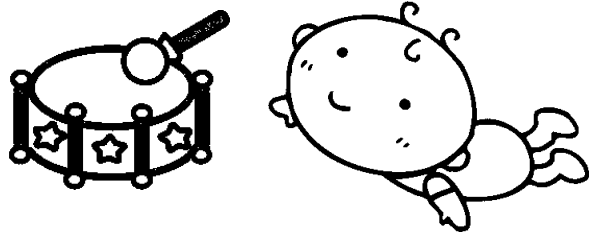
富士見町では新生児聴覚検査の検査費用の助成を行っています！

新生児聴覚検査は生まれてまもない赤ちゃんの耳の聞こえの状態を調べるものです。聴覚検査の費用の一部を助成していますのでご利用ください。

- ◎ 対象者 町内に住所を有する新生児の保護者
- ◎ 助成額 4,000円
(検査料がこの額に満たない場合は検査費用として支払われた金額)
* 助成の回数については1人につき1回です。
- ◎ 申請方法
聴覚検査受検後3ヶ月以内に以下の書類を添えて、保健予防係(保健センター)へ申請してください。

- ・ 申請書類 「新生児聴覚検査費助成申請書兼助成金交付請求書」
注意：申請者と口座名義人は同じ方を記入して下さい。
- ・ 添付書類 ① 新生児聴覚スクリーニング結果票の写し
または、母子健康手帳の聴覚検査記録のページの写し
② ・ 新生児聴覚検査に係る領収書
・ 支払額のわかる明細書(または請求書)
(原本に申請済み印を押印するため領収書の原本をお持ちください)
- ・ 確認書類 振込先の口座番号を確認できるもの(通帳)

* 助成金は、後日審査のうえ、指定された口座へ振り込みます。



☆長野県 新生児聴覚検査事業のご案内については裏面をご覧ください。

富士見町役場 住民福祉課保健予防係
電話62-9134